

○東京理科大学図書館規程

平成15年10月15日

規程第224号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京理科大学学則(昭和24年学則第1号)第60条の規定に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)に置く東京理科大学図書館(以下「図書館」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の学術情報の収集、整理及び提供を行うことにより、広く学術の発展に寄与するとともに、本学の教職員及び学生並びに学校法人東京理科大学の関係者の教育研究に資することを目的とする。

(図書館の構成)

第3条 図書館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 東京理科大学神楽坂図書館(以下「神楽坂図書館」という。)
- (2) 東京理科大学野田図書館(以下「野田図書館」という。)
- (3) 東京理科大学長万部図書館(以下「長万部図書館」という。)
- (4) 東京理科大学久喜図書館(以下「久喜図書館」という。)

(大学図書館長)

第4条 東京理科大学図書館長(以下「大学図書館長」という。)は、図書館の運営に関し統括する。

2 大学図書館長の選考及び任期は、別に定める。

(図書館長)

第5条 第3条第1項各号に規定する各地区の図書館長は、当該地区の図書館の運営に関し統括する。

2 前項に規定する各地区の図書館長の選考及び任期は、別に定める。

(大学図書館委員会)

第6条 第2条に掲げる目的を達成させるため、東京理科大学図書館委員会(以下「大学図書館委員会」という。)は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の運営に関する事項
- (2) 図書館利用に係る諸規程の制定及び改廃に関する事項

- (3) 図書館の連絡及び調整に関する事項
 - (4) その他図書館に関する事項
- 2 大学図書館委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 大学図書館長
 - (2) 各地区の図書館長
 - (3) 本学の学長が指名する者 若干人
- 3 大学図書館委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 大学図書館委員会の委員長は、大学図書館長をもってこれに充てる。
- 5 大学図書館委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(地区図書館委員会)

第7条 地区図書館委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学図書館委員会の事務)

第8条 大学図書館委員会に関する事務は、学務部図書館事務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月15日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 東京理科大学図書館委員会規程(昭和40年規程第4号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行日の前日において、東京理科大学図書館委員会規程(昭和40年規程第4号)に規定する委員会の委員である者の取扱いについては、当該委員に係る残任期間に限り、この規程に規定する大学図書館委員会の委員とみなす。

附 則

この規程は、平成18年7月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。